

| 航空自衛隊仕様書       |   |                                  |
|----------------|---|----------------------------------|
| 仕様書の種類         | 内容による分類                                   | 修理仕様書                            |
|                | 性質による分類                                   | 個別仕様書                            |
| 物品番号           | 調達品目表のとおり                                 | 仕様書番号                            |
| 品名<br>又は<br>件名 | 通信電子機器計測器等<br>(カタログ製品)<br>-----<br>修理(診断) | 3補LPS-ET66731-11                 |
|                |   | 大臣承認<br>令和 年 月 日                 |
|                |   | 作成<br>平成26年 3月28日                |
|                |   | 改正<br>令和 6年 1月18日<br>令和 8年 1月13日 |
|                |   |                                  |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、通信電子機器計測器等（カタログ製品）の修理（診断）について規定する。

### 1.2 対象機器及び数量

対象機器（製造会社名を含む。）及び数量は、調達品目表による。

### 1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、3補LPS-E00001によるほか、次による。

#### 1.3.1

##### カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって、当該製造会社名等と品名、形式等を指定することにより、製品の品質、形状、性能その他必要事項が確定できる製品

#### 1.3.2

##### 計測器等

機器、組立品及び構成品の点検、検査、修理、調整並びに校正を行う場合、比較、性能又は特性を確認するために使用する測定器材

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

|    |                    |        |
|----|--------------------|--------|
| 品名 | 通信電子機器計測器等（カタログ製品） | 修理（診断） |
|----|--------------------|--------|

### 3 補LPS-E00001 外注整備共通仕様書

## 2 整備に関する要求

### 2.1 受入れ

対象機器の受入れを 3 補LPS-E00001の2.3 により実施する。

### 2.2 診断

契約の相手方は、対象機器の受入れ後、対象機器に適用される取扱説明書により診断を行う。ただし、製造会社又は製造会社から移管を受けた修理会社がアフターサービスを終了したことにより技術資料の入手が困難である場合等、これによりがたい場合は、監督官の確認を受けて契約の相手方が作成した技術資料に基づき実施することが可能である。

なお、診断は要修理品の以後の修理の範囲、内容及び程度を決定するため、その機能、性能の良否について検査により判定し、外観検査、作動点検、機能検査、不具合箇所の故障探求〔故障箇所を明確にするための必要最小限の分解、洗浄（清掃）を含む。〕及び部品検査を必要な範囲で効率的に実施する。

### 2.3 診断後の処置

梱包、納入（返却）するため必要最小限の組立を実施し官側へ返納する。

### 2.4 包装

包装は、商慣習による。ただし、診断の結果、修復不可能と判断されたものは包装を行わない。

### 2.5 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応は、3 補LPS-E00001の2.11による。

## 3 監督・検査

監督及び検査は、3 補LPS-E00001の6.2 による。

## 4 その他の指示

### 4.1 診断報告書

契約の相手方は、診断を実施した結果について、3 補LPS-E00001の附属書Aに示す診断報告書（修復可能と判定した品目は、故障の状況、交換部品及び修理費用を含む。）を速やかに作成し、監督官の確認を受けた後、第3 補給処長（資材計画課長気付）に2部提出するとともに対象機器に1部添付する。

### 4.2 寄託品の取扱い

寄託品の取扱いは、3 補LPS-E00001の10.5による。

### 4.3 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置は、3 補LPS-E00001の13による。

なお、適用については、調達品目表に示す。